

日、委員を委嘱した。その後の委員も含め次のとおりである。

氏名	就任	退任	氏名	就任	退任
草浦 正己	昭五三	〃現在	小野寺 昇	昭二〇・三	〃昭六二〇
土井 恒隆	同 右	〃現在	加藤 昭	昭二・六	〃昭三七
西岡 重寿	同 右	〃現在	小池 康浪	昭六・一	〃昭五三
会曾川直久	同 右	〃現在	齊木 敏雄	昭八・三	〃昭九
中島 広保	同 右	〃現在	鎌田 馨	昭六・一	〃現在
早弓 房松	同 右	〃現在	四柳 正志	同 右	〃現在
金子 協平	同 右	〃現在	所 利男	同 右	〃昭五七
日野田通正	同 右	〃昭五三	山田 章一	昭五・八	〃現在
堀田 秀行	同 右	〃昭六・七	柿崎 武	昭三・八	〃現在
種田 良一	同 右	〃昭六・七	寺島周一郎	昭三・三	〃現在
遠藤 甲栄	同 右	〃昭二・六	安達 久人	昭六・一	〃現在
石黒 光成	同 右	〃昭五・三	喜多 清治	同 右	〃現在
佐藤民治郎	同 右	〃昭五・三	古道 俊雄	昭八・五	〃現在
後藤 武	同 右	〃昭六・〇・三			
渡辺 運蔵	同 右	〃昭七・七			
松沢 寛	昭二〇・三	〃昭五三			
坂口 末一	同 右	〃昭六・七			

なお現在任者は昭和五十五年五月三十一日までの任期である。

第四節 都市計画区域と整備

都市計画と整備 昭和十八年十一月十一日内務省告示第六五八

号をもって滝川町は都市計画区域に決定された。住みやすく働きやすい町とする基盤の整備、生活環境をよくする公園・上下水道、学校など計画的に整備し、公共施設の適正配置に努めていくことにならるが、戦時の体勢下にあつてはほとんど事業らしいものもなく、また、終戦後においてもほとんど手を付けられない町勢にあつた。

昭和二十年の土木施工は金色川排水工事の完成をみているが、他は数件の道路、橋梁の修繕工事で終わっている。道路の復旧及び修繕工事計画を立てても労力の払底と予算面で十分な仕事にはならぬ実態であつた。したがつて二十一年には本通り四・五丁目境界道路の排水石垣工事一二七メートル、本通り一・二丁目、幌倉市街道路排水の素掘工事、二十二年も数件の道路、橋梁の修繕、排水工事に終わっている。しかし、この年町では将来の大都市建設を目ざし、現状から脱皮するため同年十一月三十一日「滝川町都市計画審議会」を設置して、あらゆる角度から都市計画の検討を行うことにした。

昭和二十三年に入つて小公園（児童公園）の整備に着手、野球場の設置計画の推進。二十四年には児童公園の竣工、滝川球場の完成、国道拓銀角から空知通り望月川までの側溝工事、筋違通り（本町）の区画整理計画の推進など積極的な都市計画事業の取組みがみられるようになった。

昭和二十五年には拓銀角から光暁寺に向う側溝工事、広小路通りから南の都市計画区域の建設省内申、町名字地名番改正委員会設置による検討。二十六年「総合都市計画並びに五カ年計画事業」の策定、市街地区街路事業の推進のための申請認定と都市計画推進体制の確立に努めた。

ここにおいて昭和二十六年七月十一日、かねて申請中の滝川町都市計画主要幹線街路網が建設省告示第七一四号をもって決定された。

街路の等級	幅員	街路名	延長
一等大路第一類	三六メートル	東川端通線、西川端通線、球場通線	二、〇四二m
一等大路第三類	二七	本通線、空知通線	八、〇四二m
二等大路第一類	一八	鈴蘭通線、公園通線、広小路通線	一四、五五六m
二等大路第二類	一五	東空知大通線、西空知大通線、蔵前通線、鉄道南通線、鉄道北通線	三、〇四四m
広場		駅前広場 児童遊園前広場	三、七〇〇m ² 一、二〇〇m ²

昭和二十七年は滝川公園の整備に着手したが、行政区域外にあるため都市計画事業外として施行した。また道では三十八号線の側溝整備を継続事業とした。

昭和二十八年は懸案の浜益・滝川停車場立体交差地下道工事、駅前通舗装を道主体として着手、国道十二号線舗装六一〇メートルの完成、鈴蘭通り舗装(九月と十月)と大きな道路整備が進められた。

昭和三十年鈴蘭通り舗装完了、広小路通り線舗装工事着手、空知通り道路造成工事、滝川公園工事失対事業施工。

昭和三十一年用途地域策定の立案完了。滝川公園の整備を実施

翌三十二年には二十八年十一月着工の道々滝川浜益線立体交叉が竣工し、十二月十一日開通式挙行。同道路四三〇メートル舗装した。滝川・砂川共同墓地一七〇カ所拡張完了

昭和三十三年都市計画街路追加変更、執行年度制決定、三月二十六日建設省告示決定。十月六日滝川用途地域指定建設省告示決定。空知通り線道路改良事業を実施完了。滝川市街地高低測量一〇〇万坪実施完了など都市計画の整備体制が大きく動き出した。

昭和三十四年には滝川駅前広場計画の資料として約一万七千坪の実測を進め、また、二の坂町市有地の公園計画資料として約一万三千坪の現況測量を実施した。空知通り街路舗装工事二カ年総事業費二、〇九八万五、〇〇〇円、延長五〇一メートルを十月に施工完了している。

昭和三十五年には市道北五丁目通り線街路整備工事、市道本町四五丁目境界通り線街路整備工事を行い、泉町公園整備のため設計実測により一部整地に入った。

昭和三十六年以降は事業量も多いため、都市計画のうち主な工事をあげると次のとおりである。

事業名	工事費	請負人	着工	竣工
第二号児童公園(泉町公園)新設工事	八七九千円	三浦組	36・6・23	36・9・29
望月川改修工事三カ年計画	六、〇六四	中山組	36・8・18	36・11・30
延長初年度	三、〇六m	齊藤組	36・5・20	36・6・30
金色川末流地区切替	二六三m			
都市下水道一号幹線改修工事	六、〇五〇	中山組	37・8・5	37・11・25
滝川し尿処理施設建設工事	六、〇〇〇	太平建設	37・8・2	37・12・20

市道蔵前通り線特改第二種側溝工事	四、一七〇	不二建設	37 ・ 9 ・ 6	37 ・ 10 ・ 6
滝の川公園新設工事	三、〇〇〇	千田組	38 ・ 5 ・ 8	38 ・ 9 ・ 8
望月川都市下水道改修工事	一五、〇〇〇	中山組	38 ・ 8 ・ 5	38 ・ 7 ・ 5
駅前広場造成工事	二〇、七〇〇	中山組	38 ・ 5 ・ 8	38 ・ 11 ・ 7
泉町通り線改良工事	七、五〇〇	太平建設	38 ・ 1 ・ 9	38 ・ 15 ・ 29
し尿処理場新設工事	五五、〇〇〇	中山組	38 ・ 5 ・ 8	38 ・ 11 ・ 7
滝の川公園プール新設工事	四、二四四	千田組	39 ・ 5 ・ 9	39 ・ 7 ・ 5
滝川都市下水道一号幹線改修工事	一五、五〇〇	中山組	39 ・ 9 ・ 5	39 ・ 12 ・ 10
滝川駅前広場造成工事	五、五六〇	中山組	39 ・ 7 ・ 9	39 ・ 10 ・ 12
泉町跨線橋架換工事(除札鉄工事・用地費)	二五、七四七	中山組	39 ・ 8 ・ 7	39 ・ 12 ・ 7
滝の川公園新設工事	四、一九〇	千田組	40 ・ 5 ・ 9	40 ・ 7 ・ 5
滝川都市下水道一号幹線改修工事	一五、八〇〇	中山組	40 ・ 7 ・ 7	40 ・ 12 ・ 7
II 1、11東二号通線街路改良(立体交差)	三四、七六九	中山組	40 ・ 7 ・ 7	40 ・ 12 ・ 7
II 1、8泉町通線(外一線)街路改良工事	二、八六六	中山組	40 ・ 9 ・ 8	40 ・ 13 ・ 15
II 1、1東空知太通線街路舗装工事	二二、九三五	中山組	41 ・ 4 ・ 15	41 ・ 15 ・ 30
都市計画下水道一号幹線改修工事	一一、八〇六	千田組	41 ・ 6 ・ 7	41 ・ 6 ・ 7
II 1、8泉町通線街路改良工事	一一、九八六	千田組	41 ・ 7 ・ 4	41 ・ 4 ・ 15
滝川公園都市災害復旧工事	六、二五〇	田島建設	41 ・ 10 ・ 7	41 ・ 12 ・ 4
本町青少年広場新設工事	八八五	中山組	41 ・ 12 ・ 7	41 ・ 15 ・ 30
下水路一号幹線改修工事	一一、八一七	中山組	41 ・ 8 ・ 6	41 ・ 6 ・ 4
II 1、8泉町通線街路改良工事	二一、四〇二	中山組	42 ・ 6 ・ 8	42 ・ 8 ・ 2
II 1、1東空知太通線舗装新設工事	一六、五八七	中山組	42 ・ 5 ・ 6	42 ・ 6 ・ 8
開西青少年広場新設工事	八九八	中山組	42 ・ 9 ・ 5	42 ・ 8 ・ 2
II 1、2西空知太通街路舗装新設工事	二八、一五〇	中山組	42 ・ 8 ・ 2	42 ・ 2 ・ 2
II 1、8泉町通線街路舗装新設工事	二五、一八九	中山組	42 ・ 6 ・ 8	42 ・ 8 ・ 2
本町四五丁目境界通線舗装新設工事	一一、〇四五	中山組	42 ・ 6 ・ 8	42 ・ 8 ・ 2
道費補助銀川改修工事	五、一〇〇	千田組	43 ・ 6 ・ 6	43 ・ 6 ・ 6
市立病院前広場舗装工事	一、九五四	千田組	43 ・ 9 ・ 14	43 ・ 14 ・ 20
緑町青少年広場新設工事	九〇〇	千田組	43 ・ 10 ・ 13	43 ・ 20 ・ 1
II 1、8泉町通線街路舗装新設工事	一八、二〇六	千田組	43 ・ 6 ・ 6	43 ・ 6 ・ 6
II 1、3蔵前通	一六、七三二	千田組	44 ・ 5 ・ 10	44 ・ 5 ・ 26

新町公園新設工事 滝の川公園造成工事(除設計委託)	二、九七五 二六、五三一	北斗建設組	51・51 5・4 1 21
S I記念公園造成工事(その1、2、3)	八、七三二	日本通運泰	51・51 5・5 26
北電公園造成工事(除設計委託)	一五、七一〇	進建設笹木産業	51・51 5・6 14
空知川緑地造成工事(除設計委託)	六、九七〇	香西建設組	51・51 7・10 25 30
滝の川公園造成工事(除設計委託)	三二、一八五	千田組	51・51 6・6 3
文化公園造成工事	九、一九六	笹木産業	52・52 7・6 28 30
北電公園造成工事	二五、四九〇	香西建設組	52・52 8・7 19 20
空知川緑地造成工事	七、〇〇〇	千田組	52・52 9・11 10 20
しらかば公園新設工事	七、五〇〇	北斗建設組	52・52 7・8 19 30
東二号通路舗装新設工事	四一、一〇〇	不二建設	53・53 4・4 1
一丁目通 同 右	一四、八五四	三共舗道	53・53 5・5 4 4
東二号通路舗装新設工事一工区	六一、〇九八	不二建設	53・53 5・9 4 14
同 右 二工区	三、五五〇	極東建設	53・53 9・25 14
啓南通街路舗装新設工事	五四、三八九	中山組	53・53 5・26 15 31
鈴蘭通り道路改良工事	三一、四二七	中山組	53・53 8・21 15 31
滝の川公園造成工事	三五、六〇〇	千田組	53・53 5・12 30
文化公園造成工事	二九、二五〇	笹木産業	53・53 6・1 16 30
北電公園造成工事	二一、〇〇〇	香西建設組	53・53 7・17 15 31
空知川緑地造成工事	一四、六〇〇	千田組	53・53 9・13 15 31
駅前公園噴水設備工事	二七、八八〇	日星電気組	53・53 9・30 27
駅前公園造成工事	一七、一一三	中山組	53・53 10・29 29

用途地域 昭和三十三年九月十八日、建設省告示第一、五三

四号をもって都市計画用途地域が設定され、その効力は昭和三十三年十月八日から生じた。この用途地域とは合理的な土地の配分利用するため、市街地を住居、商業、準工業、工業の四地域にわけ効果的なまちづくりをしようとするものである。

住居地域 六六九・四四ヘクタール 商業地域 九五・一一ヘクタール
工業地域 一七二・五四ヘクタール 準工業地域 一九一・〇九ヘクタール

この後、昭和四十二年七月二十七日人口の増加などにより区域の変更があった。さらに昭和四十七年五月二十日都市計画用途地域と準防火地域(約九十五・一ヘクタール)を実施することになった。

準防火地域の指定については昭和三十八年五月二十八日建設省告示によって、栄町・本町の商業地域の全域及び大町・一の坂町・朝日町の住居地域の一部が準防火地帯となっていたものである。

改正建築基準法が昭和四十六年一月一日から施行となり、土地の

用途地域変更となったもので、改正のねらいは大きく分けて二区分である。その一つは公害などから住居の環境を保護するため、土地利用の専用化を図ること、もう一つは土地の合理的な高度利用を図ることがあげられる。新しい用途地域の区分は八種類となっている。

① 第一種住居専用地域 約九七・一ヘクタール
住宅地の基本となる地域で、低層住宅を主体とする良好な住居の環境を保護する地域

② 第二種住居専用地域 約二〇四・一ヘクタール

中高層アパート、住宅を含む良好な住居の環境を保護する地域

③ 住居地域 約三二九・四ヘクタール

主体は住居地で現在、将来ともある程度の用途混合を認めながら環境を保護していかうとする地域

④ 近隣商業地域 約四二・五ヘクタール

付近の住宅環境を守りながら、住民の生活必需品の供給を主とする店舗や事務所が配置される地域

⑤ 商業地域 約五二・六ヘクタール

商業、娯楽施設、業務用建物などが集められ、都市の中心街としての機能や環境が増進されるよう考えられた地域

⑥ 準工業地域 約八三・七ヘクタール

危険物を扱う工場や公害発生が予想される工場を除き、環境が悪くなる恐れのない工業の便利を考えた地域

⑦ 工業地域 約一〇六・一ヘクタール

主として工業の便利を優先的に考えた地域で、学校や病院、ホテルなど建築できない地域

⑧ 工業専用地域 約三七・七ヘクタール

工業の集積を目ざし、利便を増すための地域で、住宅や病院、ホテルなど建築できない地域

用途地域の制度は、街路や公園、下水道など積極的に事業を行って都市施設を整備する方法とともに、建築の規制や利用の誘導によ

って、計画的な土地利用をはかろうとするもので、都市計画にとつては極めて重要なものである。

新都市計画区域

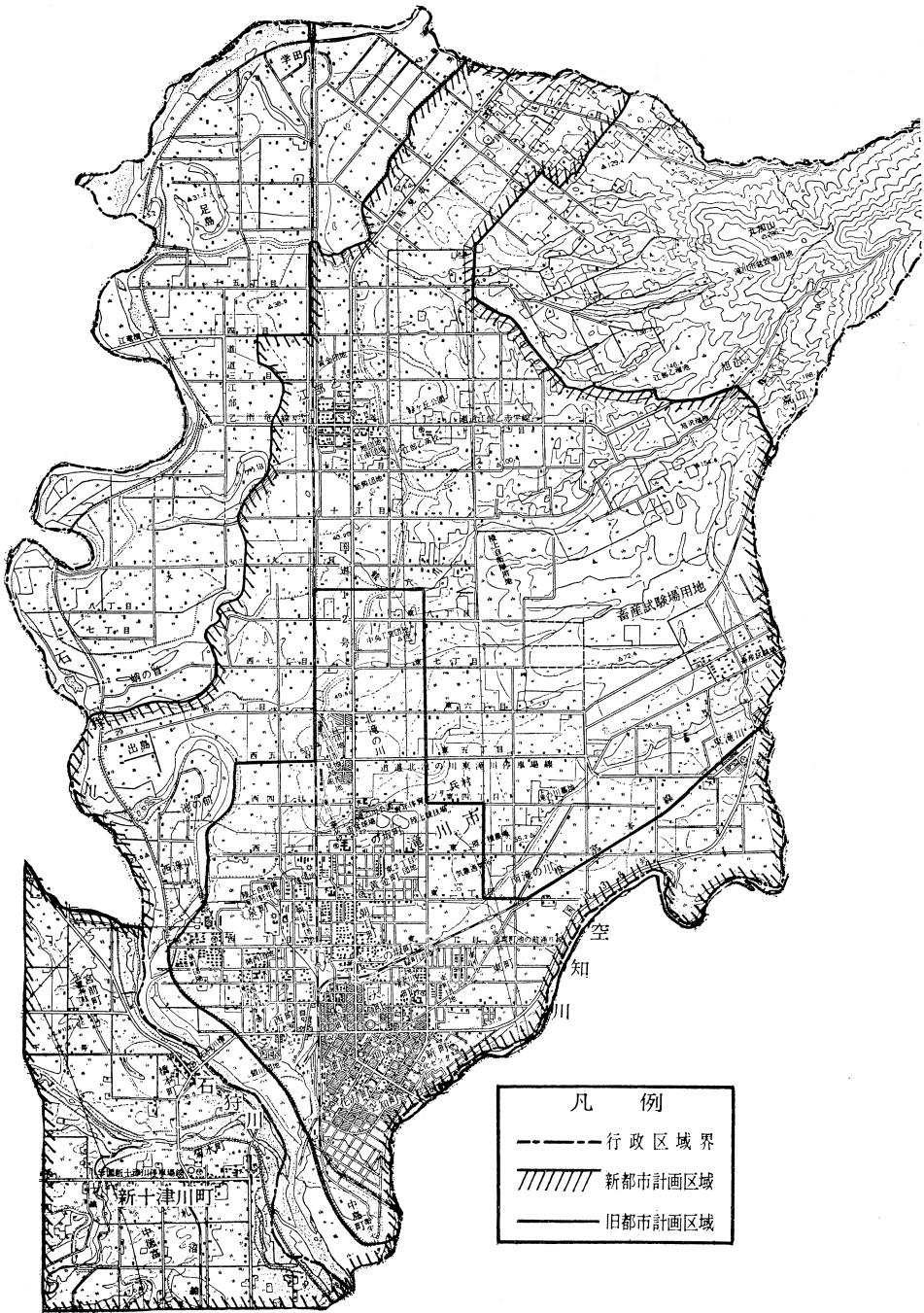
昭和十八年都市計画区域を定め、昭和四十四

年一部区域を変更し、秩序あるまちづくりと発展に努めてきたが、モータリゼーションの発達、道路交通網の整備など社会情勢の変化があり、江部乙町との合併により新しい都市計画区域の拡大をはかる必要がでてきた。

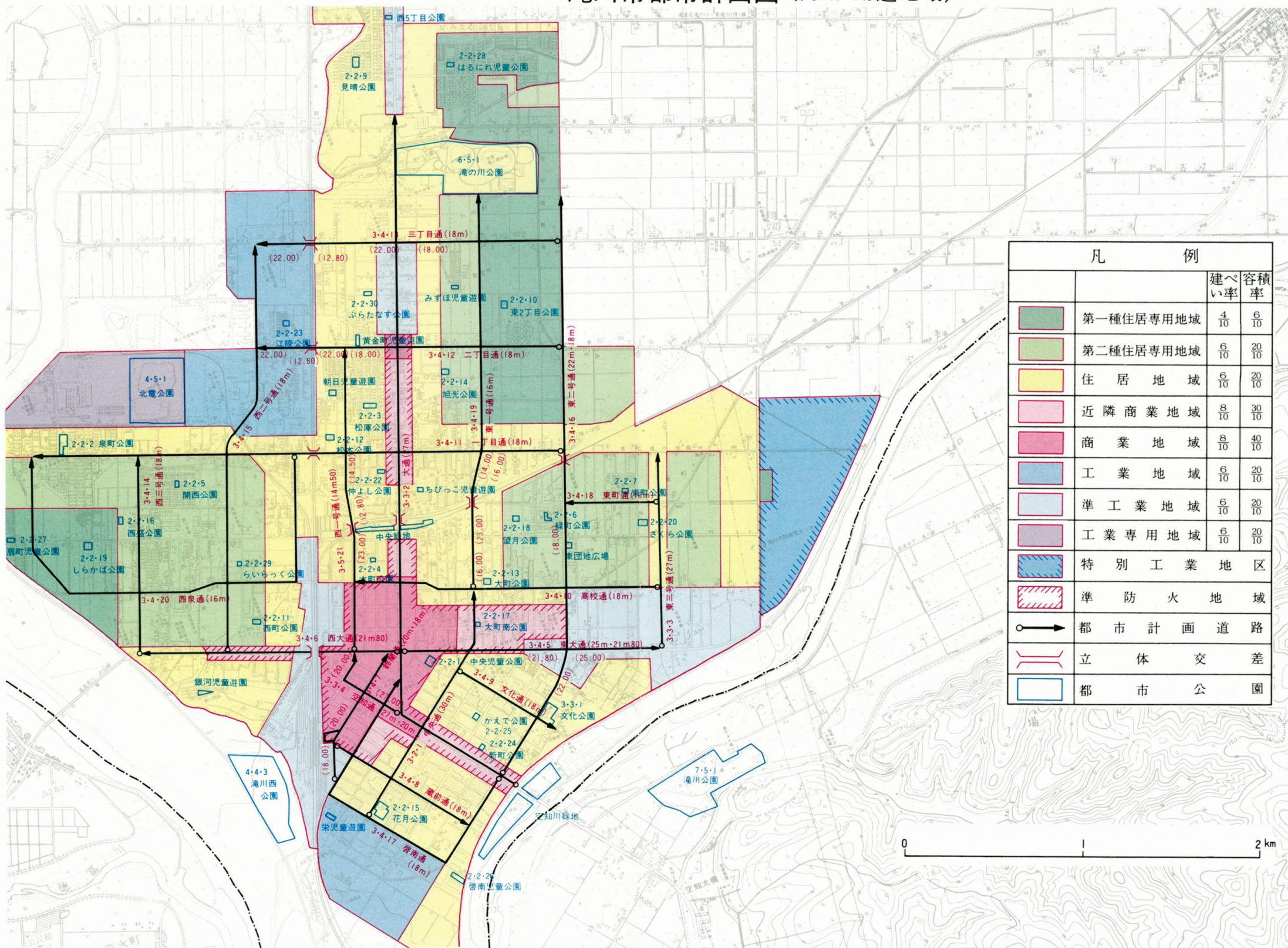
新都市計画区域は約七千四百三十ヘクタールで、従来より約五千七十ヘクタールも増えたものとなった。このうち、約二千三百六十ヘクタールは江部乙地区に当たるものである。また行政区域外の新十津川町の一部がこの計画区域に入っているが、同町は人口や産業構造が都市計画法の条件に合わないため、町単独で実施できないことから同町中央全域と弥生、総生、総進、大和の一部など約一千三百十ヘクタールが含まれたものとなった。

区域設定により五、〇〇〇平方メートル以上の土地を売買するときは、事前に届出が必要（農地を農地とした売買は農地法による届出）となり、建物を新築、増築、改築する場合は、建築確認申請が必要となり、また新区域の土地、家屋に対しては昭和五十一年度から都市計画税（税率一、〇〇〇分の〇・二）が賦課されることになった。

都市計画区域図



滝川市都市計画図 (街路・用途地域)



凡 例			
		建ぺい率	容積率
	第一種住居専用地域	4/10	6/10
	第二種住居専用地域	6/10	20/10
	住居地域	6/10	20/10
	近隣商業地域	8/10	30/10
	商業地域	8/10	40/10
	工業地域	6/10	20/10
	準工業地域	6/10	20/10
	工業専用地域	6/10	20/10
	特別工業地区		
	準防火地域		
	都市計画道路		
	立体交差		
	都市公園		

都市公園 都市公園は市が設置する公園又は緑地で、都市計

画区域内にある都市施設として定められているものである。

都市公園の種類と大きさは次のとおりとなっている。

- 1 児童公園 もっぱら児童が利用する公園で、一つの小学校の学区単位の広さに四つ必要とされるもので標準面積は、〇・二五ヘクタール
- 2 近隣公園 一つの小学校の学区単位の広さに一つ必要とされるもので標準面積は二ヘクタール
- 3 地区公園 四つないし五つの小学校の学区単位の広さに一つ必要とされるもので標準面積は五ヘクタール
- 4 運動公園 各種のスポーツ施設を設け緑の中で運動できるようにしたもので、標準面積は一五ヘクタール以上

都市公園・緑地の設置状況

(単位 ヘクタール)

年度	総合公園		運動公園		地区公園		近隣公園		児童公園		児童遊園		緑地		計	一人当たり公園緑地面積 ㎡/人	
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積			
35	一	一六・八〇							三	一・二八	一	〇・〇五			五	一八・一三	四・〇七
40	一	一六・八〇							六	二・一四	四	〇・二二			一二	二三・三六	四・七五
45	一	一六・八〇							一一	二・七二	七	〇・四二			二〇	三五・九四	七・〇七
50	一	一六・八〇							二四	四・六三	八	〇・四九			三六	六六・二二	一三・二二
52	一	一六・八〇							二七	五・八三	八	〇・四九			四一	一一四・四二	二二・一〇

都市計画公園・交通広場

種別	整備又は使用開始	名称		位置		面積
		名称	位置	名称	位置	
風致公園	38年着工58年完成	滝川公園	砂川市字空知太地内	滝川公園	二の坂町東三丁目九番地ほか	一六・八ha
運動公園	54年3・31完成	空知川緑地公園	空知町・新町地先	空知川緑地公園	空知町・新町地先	一三・〇
地区公園	49年着工56年完成	北電公園	泉町一三五番地	北電公園	泉町一三五番地	一二・六
" "	53年着工59年完成	江部乙公園	江部乙町東一三丁目	江部乙公園	江部乙町東一三丁目	〇・八

- 5 風致公園 美しい自然の景色を保存し、その景観を楽しめるようにしたもので、標準面積は一五ヘクタール以上
- 6 総合公園 休息、観賞、運動などの目的のために良好な自然景観地、植物園、野球場等を総合的に設けたもので、標準面積は一五ヘクタール以上

滝川市の公園整備はほとんど終戦後に行われたもので、特に近年に至って急増している。公園・緑地の一人当たり面積をみると、昭和三十五年に四・〇七平方メートルに対し、昭和五十二年は二二・一平方メートルとなっている。この種別及び面積などは次のとおりである。

